



島根県報

平成26年6月13日（金）

号外第88号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

島根県農業近代化資金利子補給管理システム開発及び運用・保守業務に係る提案（農業経営課） 2
競技の実施

公 告

島根県農業近代化資金利子補給管理システム開発及び運用・保守業務において、契約予定者を選定するため、次により提案競技を実施する。

平成26年 6 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項**(1) 名称**

島根県農業近代化資金利子補給管理システム開発及び運用・保守業務

(2) 仕様

「島根県農業近代化資金利子補給管理システム開発及び運用・保守業務に係る提案競技要求仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 島根県農業近代化資金利子補給管理システム開発期間

契約の日から平成27年 5 月31日まで

イ 島根県農業近代化資金利子補給管理システム運用・保守期間

平成27年 6 月 1 日から平成32年 3 月31日まで

(4) 提案価格の上限額

ア 島根県農業近代化資金利子補給管理システム開発費（平成27年度から平成31年度までの 5 年分）

13,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

イ 島根県農業近代化資金利子補給管理システム運用・保守費（平成27年度から平成31年度までの 5 年分）

17,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ウ 総額（ア＋イ）：30,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているものでないこと。
- (3) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (5) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 3 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- (8) 開発リーダー経験 5 年以上の者がプロジェクトリーダーとなること。

3 提案競技説明書の配布

(1) 配布期間

平成26年6月13日（金）から同月26日（木）までの、閉庁日を除く毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

島根県農林水産部農業経営課農業金融グループ（島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎5階）

(3) 配布手続

「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で1部を配布する。

なお、「守秘義務の遵守に関する誓約書」様式は、島根県ホームページからも提供する。

4 提案競技参加資格確認審査に関する事項

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加申込書 1部

イ 会社概要又は履歴書 1部

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部

エ 直近の財務諸表 1部

オ 島根県税の未納の徴収金がない旨の証明書 1部

カ 消費税及び地方消費税の滞納がない旨の証明書 1部

キ 担当者届 1部

ク 構築業務従事予定者職務経歴書 1部

(2) 提出書類の形式

提案競技説明書による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成26年6月26日（木）午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着とする。

ウ 提出先

11に同じ。

(4) 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、平成26年7月3日付けで郵送にて通知する。

5 提案競技に係る質問票

(1) 質問は、期限までに質問票により提出すること。

なお、質問は、ファックス又は電子メールにより受け付ける。ただし、着信について電話により確認すること。

(2) 送付先

ファックス 0852-22-5968

電子メール nogyo-keiei@pref.shimane.lg.jp

(3) 提出期限は、平成26年6月20日（金）午後5時までとする。

(4) 質問に対する回答は、平成26年6月25日（水）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

6 提案書等の提出

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

(1) 提案書等の種類及び部数

- ア 提案書等提出書 1部
- イ 提案書 5部
- ウ 見積書 1部

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成26年7月9日（水）午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着とする。

ウ 提出先

11に同じ。

7 提案の選定方法

(1) 選定の体制

ア 島根県農業近代化資金利子補給管理システム開発及び運用・保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。

イ 審査委員会による審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

(2) 選定方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件を全て満たしており、かつ、提案価格が上限額の範囲内である提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、別途定める「評価基準」に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により算出する。

ウ 評価点の最も高い者を契約予定者とする。

(3) 審査結果及び契約予定者の通知

審査実施後、速やかに郵送で通知する。

(4) その他

その他、提案者の選定方法等に関する詳細については、提案競技説明書に定める。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 申請が事実と反するとき、又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により契約予定者と随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合などは、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他契約事項

契約予定者と協議の上、定める。

10 その他留意事項

(1) 提案競技参加に係る費用は、提案者の負担とする。

(2) 提案競技及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。

(4) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(5) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(6) 提出書類は、返却しない。

11 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県農林水産部農業経営課農業金融グループ

電 話 0852-22-6201

ファックス 0852-22-5968

電子メール nogyo-keiei@pref.shimane.lg.jp